

投資円滑化法による農業法人への投資（出資）の仕組み

- 農業は、天候等の影響を受けやすい、収益性が低く投資回収までの期間が長いといった事業特性がある。
- 農業法人の自己資本は脆弱であり、対外的信用力は低く、資金の調達方法や調達先も限定的であり、農業法人が着実に事業の規模の拡大・成長発展を図っていくためには、農業法人が外部から円滑に資金調達が図られることが重要。
- 日本政策金融公庫では、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（投資円滑化法）に基づき、農業法人の株式等の取得及び経営指導等を行う事業（農業法人投資育成事業）を行う投資主体（株式会社又は投資事業有限責任組合）に対する出資を行っている。
- 民間金融機関等は、投資事業有限責任組合等を設立して、農業法人投資育成事業に関する計画について農林水産大臣の承認を受けることにより、日本政策金融公庫の出資を受け投資リスクを分散して農業法人に出資が可能。

